

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	(支障の原因となっている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
197	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農地中間管理機構関連農地整備事業等の支援対象の拡大	農地中間管理機構関連農地整備事業等の農業支援に係る施策について、農業振興地域農用地のみならず、改正農業経営基盤強化促進に基づき「地域計画」が策定された農地についても対象とされたい。	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱第3により、農地中間管理機構関連農地整備事業等の支援制度の対象地域は、「土地改良法第87条の3第1項第1号に規定する事業施行地域内農用地、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地」と定められている。市内の市街化調整区域には、農業振興地域・農用地ではない農地も多く存在する。その中には大規模な農地も存在しており、農業の持続性を確保することで、農地としての土地利用を保全していく必要がある。令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法第19条に基づき「地域計画」の策定を進めているが、農地中間管理機構関連農地整備事業等の支援制度の対象外であるため、計画策定後の耕地整備といった持続的な農業の実現を図るための実行手段に欠ける状況である。このことから、「地域計画」を策定した農地については、農業振興地域・農用地以外についても支援制度の対象とすることで、農地保全を図っていきたい。	市街化調整区域内の農地においても、農業振興地域・農用地と同等の生産性をもつ農地もあることから、幅広い農地を保全していけるよう、支援制度の充実を求める声が農業者から上がっている。	「地域計画」の策定が様々な支援制度の条件となることで、農業振興地域・農用地以外の農地についても、計画策定に対する地域の機運が高まることが期待されるほか、計画策定後の実効性が高まるため、幅広い農地について、農業の持続性を高めることが可能となる。	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱第3 農業経営基盤強化促進法第19条	農林水産省	八王子市	川崎市、宮崎県	—	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)に基づき農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」(令和7年6月27日公表)において、農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域であることから、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとしています。農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を通じて経営基盤の強化を図る農地中間管理機構関連農地整備事業については、当該原則に基づき、事業効果の観点から農用地区域内の農地を対象としているところです。また、令和6年に改正した農振法において、地域計画の区域内農地については、農用地区域に定めるべきものとしています。これらのことから、本事業の対象とする農地については、市町村において農用地区域に編入していただくことが適当と考えております。
225	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	土地改良事業の対象の見直し	都道府県が農業用水を供給する目的で管理している施設について、土地改良事業で補修可能とすることを求める。	【現行制度】 当県では、成田用水、北総東部用水、東総用水の3つの用水が、水資源機構により農業用水の供給を主な目的として造成された。それぞれが機構直轄管理区間、当県管理区間に分かれており、各区間の維持補修等は各管理者が実施している。 【支障事例】 当県管理区間について、水資源機構による水資源開発施設として造成されたため、農業用水の供給を目的としているにもかかわらず、土地改良法上の土地改良施設に該当せず、土地改良施設突発事故復旧事業等の土地改良事業を実施することができない。そのため、土地改良事業によって造成された施設と比べて維持管理等の当県の費用負担が重くなっている。 【支障の解決策】 当県が農業用水を供給する目的で管理している施設について、土地改良事業で補修可能となるようにしたい。	当県の土地改良区から要望があった。	施設の適正な維持管理及び費用負担の軽減	土地改良法第2条第2項	農林水産省	千葉県	—	—	水資源機構が造成した農業用水の供給のための施設は、土地改良施設に該当するので、県に管理委託されている施設について、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)等の土地改良事業を適用することは可能である。